資産等報告書等の閲覧に当たっての注意事項

１　閲覧場所は、総務部総務課が指定した場所とし、指定した場所から報告書を持ち出さないでください。

２　閲覧時間は、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く。）の午前８時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）とします。

３　報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないでください。

４　閲覧者は、報告書を複写し、又は撮影しないでください。

５　閲覧者は、静粛を旨とし、他の閲覧者の迷惑となるような行為をしないでください。

６　閲覧者は、職員の指示に従って閲覧をしてください。

７　違反した者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがあります。

８　資産等報告書等の記載内容についてのご質問・ご照会につきましては、お答えいたしかねますので、何卒ご了承ください。

９　閲覧により知り得たことは、上尾市長等政治倫理条例の目的に沿うよう適切にご利用ください。